

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年1月17日(2008.1.17)

【公開番号】特開2006-95196(P2006-95196A)

【公開日】平成18年4月13日(2006.4.13)

【年通号数】公開・登録公報2006-015

【出願番号】特願2004-287258(P2004-287258)

【国際特許分類】

**A 6 3 F 7/02 (2006.01)**

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 Z

A 6 3 F 7/02 3 1 0 C

A 6 3 F 7/02 3 1 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月22日(2007.11.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

識別情報の可変表示開始条件が成立したときに、識別情報の可変表示が行われる可変表示装置と、

前記識別情報の可変表示の実行条件が成立したが、前記識別情報の可変表示開始条件が成立しない場合に、当該可変表示の実行を保留記憶する保留記憶手段と、

前記保留記憶手段に記憶された保留記憶数を表示する保留記憶数表示装置と、

裏側が視認可能な透明遊技盤と、

透明遊技盤の裏側に設けられて、可変表示装置における識別情報の可変表示に伴なって演出表示が行われる演出表示装置と、

前記演出表示装置と透明遊技盤とを所定間隔に保つために、前記透明遊技盤の裏面に着脱自在に設けられたスペーサとを備えた遊技機において、

前記可変表示装置および前記保留記憶数表示装置を前記スペーサに設けたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

スペーサまたは遊技盤のいずれか一方に嵌合孔を設け、前記スペーサまたは前記遊技盤の他方に、前記嵌合孔に着脱自在に嵌合される一個乃至複数個の係止部材を備えていることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

遊技の進行の制御と可変表示装置における識別情報の可変表示の制御と保留記憶数表示装置の表示制御をいずれも行う遊技制御手段を設けたことを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

このような目的を達成するために、本発明の遊技機は、

識別情報の可変表示開始条件が成立したときに、識別情報の可変表示が行われる可変表示装置50と、前記識別情報の可変表示の実行条件が成立したが、前記識別情報の可変表示開始条件が成立しない場合に、当該可変表示の実行を保留記憶する保留記憶手段と、前記保留記憶手段に記憶された保留記憶数を表示する保留記憶数表示装置51と、裏側が視認可能な透明遊技盤18と、透明遊技盤18の裏側に設けられて、可変表示装置における識別情報の可変表示に伴なって演出表示が行われる演出表示装置4と、前記演出表示装置4と透明遊技盤18とを所定間隔に保つために、前記透明遊技盤18の裏面に着脱自在に設けられたスペーサ9とを備えた遊技機において、前記可変表示装置50および前記保留記憶数表示装置51を前記スペーサ9に設けたことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明によれば、遊技者は透明遊技盤18を通じて可変表示装置50および保留記憶数表示装置51を視認することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明によれば、可変表示装置50および保留記憶数表示装置51はスペーサ9に設けられているので、遊技機の機種を変更する場合には、古い遊技機のスペーサから古い遊技盤を取り外して、新しい遊技盤をスペーサに取付けることができ、スペーサとともにスペーサに設けられた可変表示装置および保留記憶数表示装置を再使用することができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

よって、新しい遊技機を製作する際に新しいスペーサを作成して、そのスペーサに新しい可変表示装置および保留記憶数表示装置を取付ておく必要がなくなり、遊技機を作成する際のコストを抑えることができるようになる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、本発明によれば、古い遊技機に備えられていた可変表示装置および保留記憶数表示装置を廃棄することもなくなったので、遊技機の機種変更に係るコストを抑えることができるようになった。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0012】**

第2の発明による遊技機は、スペーサ9または遊技盤18のいずれか一方に嵌合孔70を設け、前記スペーサ9または前記遊技盤18の他方に、前記嵌合孔70に着脱自在に嵌合される一個乃至複数個の係止部材71を備えていることを特徴とする。

**【手続補正8】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0013****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0013】**

本発明によれば、上述のとおり係止部材71と該係止部材71が着脱自在に嵌合される嵌合孔70とからなる係止構造を採用しているため、スペーサ9の着脱が容易になる。

**【手続補正9】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0014****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0014】**

本発明によれば、遊技機の機種を変更する場合には、古い遊技機の機種の遊技盤からスペーサを取り外して、新しい遊技機の機種の遊技盤に取付ける際の作業が容易であり作業者の労力を軽減することができる。

**【手続補正10】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0015****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0015】**

また、本発明によれば、着脱時にスペーサに過大な力を加えて、遊技盤やスペーサを破損させる可能性も少なくなったので、遊技機の機種変更に係るコストを抑えることができるようになった。

**【手続補正11】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0016****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0016】**

第3の発明による遊技機は、遊技の進行の制御と可変表示装置50における識別情報の可変表示の制御と保留記憶数表示装置51の表示制御をいずれも行う遊技制御手段を設けたことを特徴とする。

**【手続補正12】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0017****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0017】**

本発明によれば、遊技制御手段により、直接、可変表示の制御及び、保留記憶数の表示制御を行うので、確実に表示結果を表示することができる。

**【手続補正13】****【補正対象書類名】明細書**

【補正対象項目名】 0 0 1 8

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 1 8】

また、本発明によれば、確実に保留記憶数を表示することができるようになった。